

# 介護保険情報



介護保険事業計画は3年を1期として見直すこととなっています。

本年度は第3期計画の最終年度となっているため、現在、国からの情報収集はもとより、実績の分析を基に第4期（平成21年度から23年度まで）の保険給付費の見込み及び介護保険料を設定する作業を行っています。そこで再度、平成12年から始まっている本事業の主旨、保険料の算定基礎、岩美町の介護保険の状況等を説明します。

## 介護保険とは

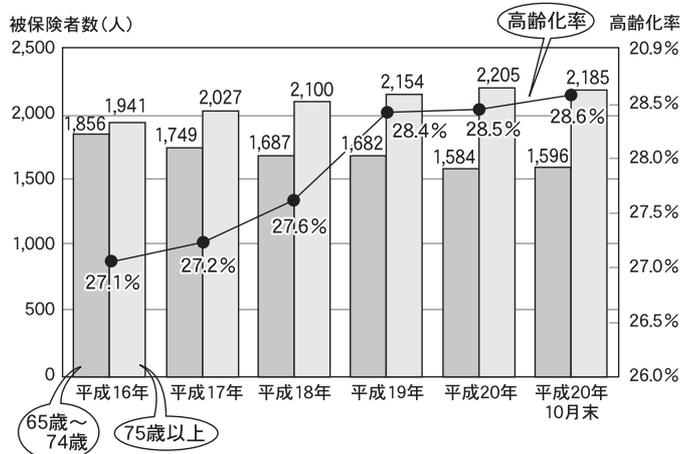
高齢化や核家族化の進展等により、要介護者を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月より導入された社会保険制度です。サービスを受ける際には1割の個人負担、残りの9割は介護給付費として市町村が負担します。

この介護給付費を法で定められた割合で負担しあう仕組みとなっています。

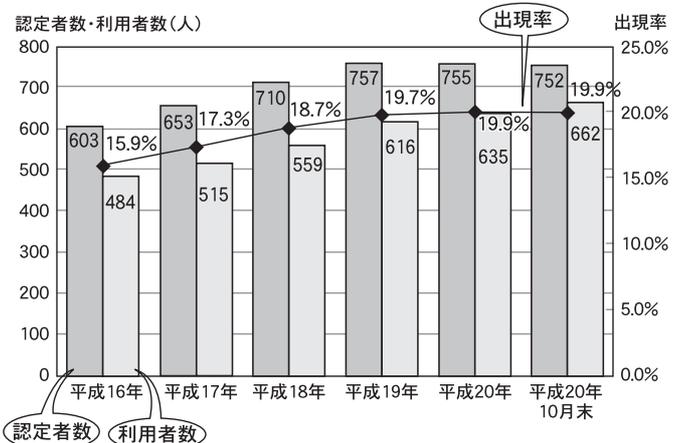
## ◆年々増え続ける認定者・利用者

高齢者のうち何人の人が要介護認定を受けているか、その割合を出現率といいますが、この出現率が年々増えており、岩美町は県平均より約1%上回っています。なお、75歳を超えると30%の出現率となっています。

高齢者（被保険者）数と高齢化率の推移



認定者・利用者数と出現率の推移

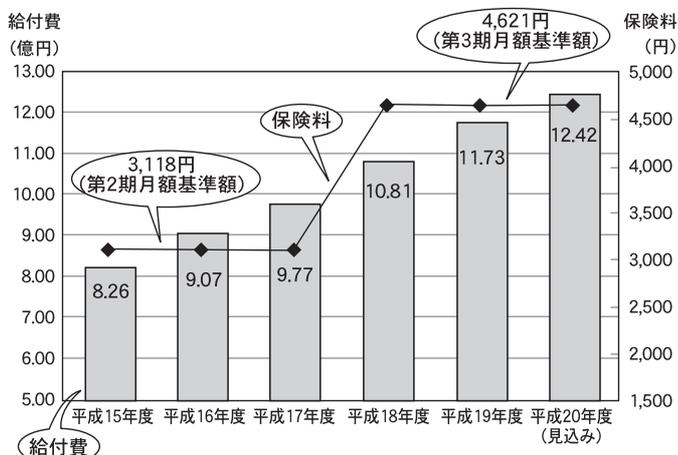


【各年3月末】

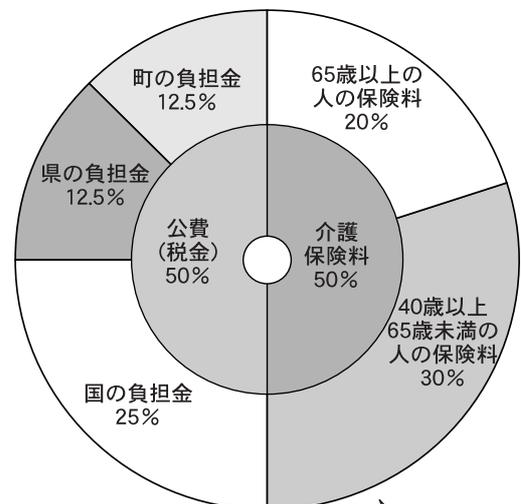
## ◆介護給付費

要介護（要支援）認定者が多くなり、介護サービスを利用する人が増え、介護保険から給付するサービス費用（介護給付費）が増えています。

給付費と介護保険料の推移



第4期介護給付費の負担割合



保険料50%の内訳割合は、国全体の人口推計により平成21年度から23年度までの40歳以上65歳未満の人口と65歳以上人口の比率を基に政府省令で定められます。よって、町独自で比率を変更することはできません。